資料 No.３-１

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等

厚生労働省発職0917第1号

令和2年9月17日

労働政策審議会
会長　鎌田　耕一　殿

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」、別紙2「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、別紙3「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示案要綱」及び別紙4「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙１

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

派遣元事業主が派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し説明しなければならない事項として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十条の二第一項の規定による教育訓練及び同条第二項の規定による援助の内容を追加すること。

第二　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができるものとして、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十一条第三項の規定による書面の記載を追加すること。

第三　施行期日

この省令は、令和三年一月一日から施行すること。

別紙２

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　情報提供の方法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第二の一において「法」という。）第二十三条第五項の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないものとすること。

第二　雇用安定措置の実施の方法

一　派遣元事業主は、法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による措置を講ずるに当たっては、特定有期雇用派遣労働者等（同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。）から、当該特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取しなければならないものとすること。

二　派遣元管理台帳に記載しなければならない事項として、一により聴取した内容を追加すること。

第三　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四　施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行すること。

別紙３

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示案要綱

第一　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正

派遣元事業主が講ずべき派遣労働者に対するキャリアアップ措置として、派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を説明しなければならないこととすること。また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを説明しなければならないこととすること。

第二　派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正

派遣先が、派遣労働者の苦情の処理を行う際の留意点として、特に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条の規定により派遣先の事業を派遣中の労働者を使用する事業と、同法第四十五条及び第四十六条の規定により派遣先の事業を行う者を派遣中の労働者を使用する事業者と、同法第四十七条の二から第四十七条の四までの規定により労働者派遣の役務の提供を受ける者を派遣労働者を雇用する事業主とみなして労働関係法令を適用する事項に関する苦情については、誠実かつ主体的に対応しなければならないこととすること。

第三　日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正

労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置として、派遣元事業主は、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該日雇派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすこととすること。

第四　適用期日

この告示は、令和三年一月一日から適用すること。

別紙４

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一　派遣元事業主は、マージン率等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとすること。

第二　この告示は、令和三年四月一日から適用すること。

資料 No.３-２

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について

１．趣旨

○　労働者派遣制度については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第２条第１項において、施行後３年を目途として検討を行う旨の規定が盛り込まれ、また、平成 26 年の労働政策審議会において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）について、引き続き検討を行うことが適当とされたことを受け、令和元年６月より、労働力需給制度部会において見直しの議論が行われてきた。

○　令和２年７月 14 日の労働力需給制度部会において行われた議論の中間整理を受け、次の法令等について所要の措置を講ずるもの。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「施行規則」という。）
- 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「e-文書省令」という。）
- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号。以下「派遣元指針」という。）
- 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号。以下「派遣先指針」という。）
- 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 20 年厚生労働省告示第 36 号。以下「日雇指針」という。）

２．改正内容

＜令和３年１月１日施行＞

（１）派遣労働者の雇入れ時の説明の義務付け

【施行規則第 25 条の 14 第２項関係】資料No.3-1別紙１

派遣元事業主に対し、派遣元事業主が実施する教育訓練及び希望者に対して実施するキャリアコンサルティングの内容について、派遣労働者に対する雇入れ時の説明を義務付けることとする。

【派遣元指針の第２の５（８）関係】資料No.3-1別紙３

上記の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

（２）労働者派遣契約に係る事項の電磁的記録による作成について

【e-文書省令別表第２関係】資料No.3-1別紙１

労働者派遣契約の当事者は、施行規則第 21 条第３項に基づき、書面により作成することとされている労働者派遣契約について、電磁的記録により作成することも認めることとする。

（３）派遣先における派遣労働者からの苦情の処理について

【派遣先指針第２の７関係】資料No.3-1別紙３

派遣先における派遣労働者からの苦情の処理に当たっては、派遣先の労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）上の使用者性に関する既存の裁判例や中央労働委員会命令の内容に留意し、特に派遣先に課されている労働関係法令上の義務に関する苦情については誠実かつ主体的に対応すべきことを派遣先指針に明記する。

（４）日雇派遣について

【日雇指針第２の５関係】資料No.3-1別紙３

日雇派遣において、労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合について、必要な雇用管理が適切に行われるようにするため、派遣元事業主は、新たな就業機会の確保ができない場合であっても、休業等により雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすべきことを明確化する。

＜令和３年４月１日施行＞

（５）雇用安定措置に係る派遣労働者の希望の聴取等

【施行規則第 25 条の２第３項（新設）及び第 31 条関係】資料No.3-1別紙２

派遣元事業主は、雇用安定措置を講ずるに当たっては、派遣労働者の希望する措置の内容を聴取しなければならないこととするとともに、その聴取結果を派遣元管理台帳に記載しなければならないこととする。

（６）マージン率等のインターネットでの情報提供について

【施行規則第 18 条の２第１項関係】資料No.3-1別紙２

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 23 条第５項の規定により派遣元事業主による情報提供の義務がある全ての情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により情報提供しなければならないこととする。

【派遣元指針第２の 16 関係】資料No.3-1別紙４

法第 23 条第５項に規定する派遣元事業主による情報提供については、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとする。

３．公布日

上記の法令について、いずれも令和２年 10 月上旬の公布を予定。